

湖西市
第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画

令和3年
湖西市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の法的根拠と位置付け	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定体制.....	3
第2章 第6期障害福祉計画	4
1. 事業の体系.....	4
2. 障害福祉サービスの利用状況と見込み	5
3. 地域生活支援事業の利用状況と見込み	10
4. 数値目標等の設定	15
第3章 第2期障害児福祉計画	19
1. 事業の体系.....	19
2. 児童福祉法に基づくサービスの利用状況と見込み	20
3. 数値目標等の設定	22
第4章 計画の推進体制	23
1. 計画推進のための連携体制の強化.....	23
2. 国の動向に対応した見直しについて	23
3. 計画の進捗管理.....	23
資料編	24
1. 人口の状況.....	24
2. 障害のある人の状況	25
3. 湖西市障害者支援協議会委員名簿	31
4. 湖西市障害者支援協議会設置要綱.....	32
5. 用語解説	34

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

平成28年に、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の策定が各自治体に義務付けられました。

本市では、平成30年3月に、「湖西市第4次障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、「わかりあい、ふれあい、支えあう 誰もが互いに尊重する共生のまち こさい」を基本理念として障害福祉施策を展開してきました。

この度、平成30年度から令和2年度までの3年を計画期間とした「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」が期間満了となることから、あらたに「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定するものです。

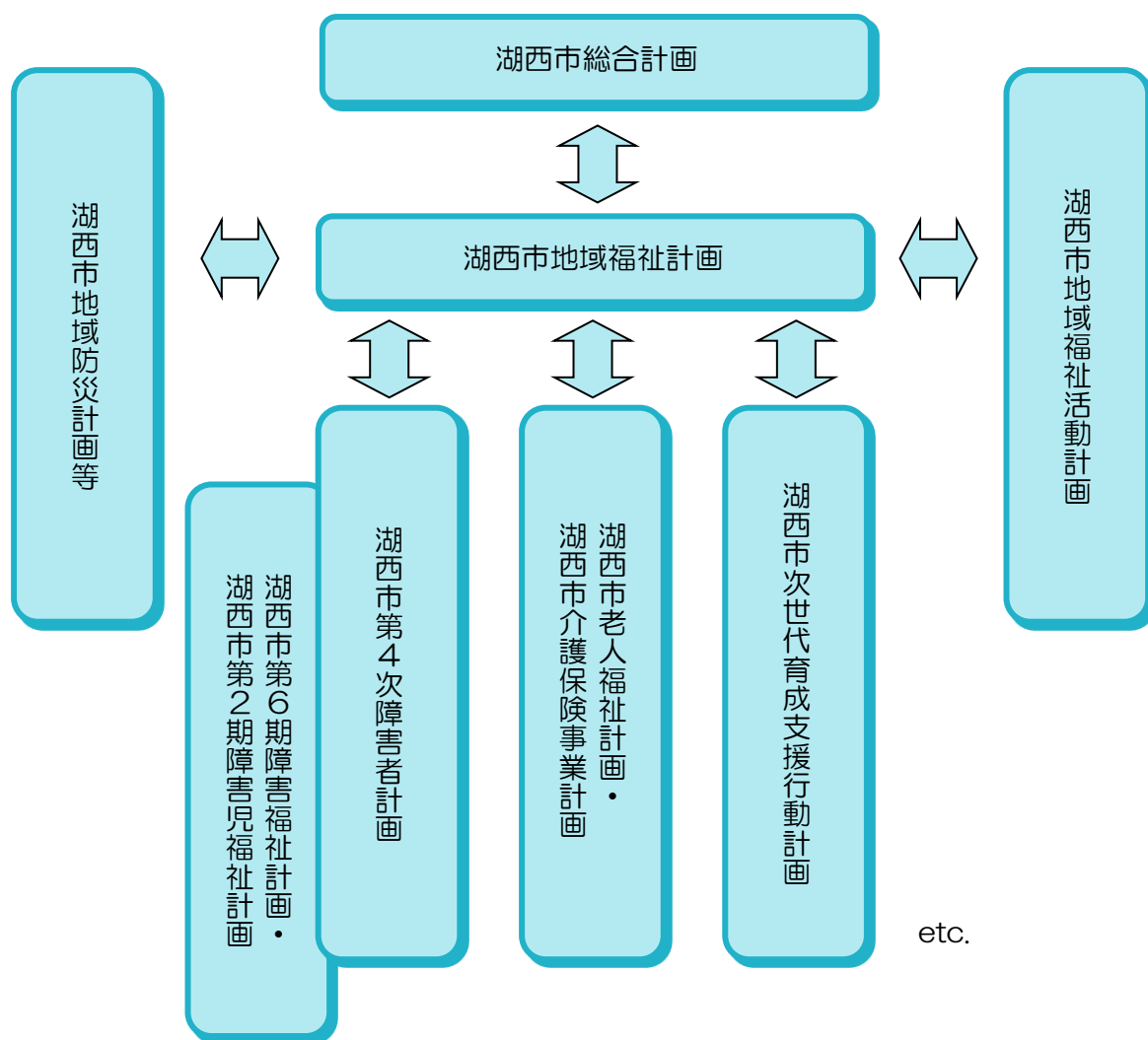
2. 計画の法的根拠と位置付け

(1) 計画の法的根拠

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条により策定が求められている計画であり、障害者に対するサービスの具体的な数値目標を定め、サービスの提供体制を確保することを目的に策定されます。また、第2期障害児福祉計画は、児童福祉法第33条により策定が求められている計画であり、障害児に対するサービスの具体的な数値目標を定め、サービスの提供体制を確保することを目的に策定されます。

(2) 計画の位置付け

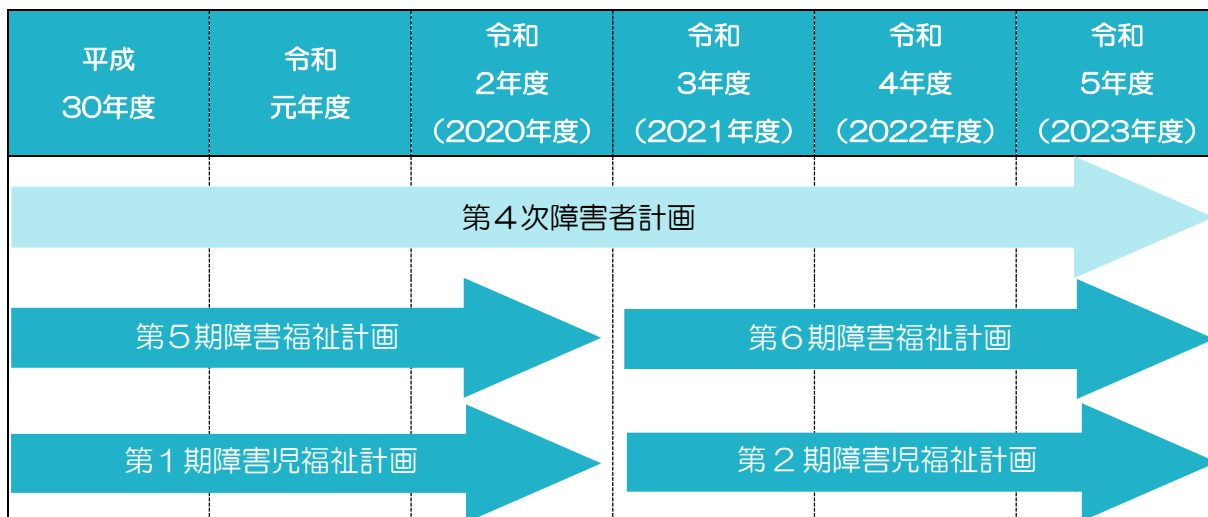
本計画は、湖西市総合計画及び地域福祉計画を上位計画とし、老人福祉計画・介護保険事業計画をはじめ、福祉分野における他計画、人権・教育・雇用・まちづくり等関連分野における施策との整合性及び連携を図りながら推進していきます。



3. 計画の期間

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の計画期間は令和3年度から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。

なお、障害のある人を取り巻く環境に影響を与える法令等による諸制度の改正や社会情勢の変化等が生じた場合は、適宜見直しを行います。



4. 計画の策定体制

本計画は、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の状況の把握及び事業者へのヒアリングを実施するとともに、行政内部だけでなく、障害者団体、障害関係機関、障害福祉サービス事業者等から構成される協議会において、計画内容について審議しました。

第2章 第6期障害福祉計画

1. 事業の体系

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

自立支援給付は居宅介護や生活介護など、全国一律の共通した枠組みにより実施しています。

地域生活支援事業は、障害のある人それぞれが有する能力及び特性に応じて自立した生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により、相談支援事業や訪問入浴サービス事業などを実施しています。

自立支援給付	地域生活支援事業
<p><訪問系サービス></p> <ul style="list-style-type: none">● 居宅介護● 重度訪問介護● 同行援護● 行動援護● 重度障害者等包括支援 <p><日中活動系サービス></p> <ul style="list-style-type: none">● 生活介護● 自立訓練（機能訓練）● 自立訓練（生活訓練）● 就労移行支援● 就労継続支援（A型）● 就労継続支援（B型）● 就労定着支援● 療養介護● 短期入所（福祉型、医療型） <p><居住系サービス></p> <ul style="list-style-type: none">● 自立生活援助● 共同生活援助● 施設入所支援 <p><相談支援></p> <ul style="list-style-type: none">● 計画相談支援● 地域移行支援● 地域定着支援	<p><必須事業></p> <ul style="list-style-type: none">● 相談支援事業● 成年後見制度利用支援事業● コミュニケーション支援事業● 日常生活用具給付等事業● 移動支援事業● 地域活動支援センター事業 <p><任意事業></p> <ul style="list-style-type: none">● 訪問入浴サービス事業● 日中一時支援事業● 身体障害者自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

2. 障害福祉サービスの利用状況と見込み

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由で、常に介護を必要とする人に対し、居宅での入浴、排せつ、食事の介護を行うほか、外出の際の移動中の介護を総合的に行います。

③同行援護

視覚障害により移動に困難がある人に対し、外出時の同行や、移動に必要な情報の提供などの支援を行います。

④行動援護

知的障害・精神障害により行動上著しい困難がある人に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護と外出の際の移動支援を行います。

⑤重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に提供します。

区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	人/月	41	44	42	47	52	57
	時間/月	325	432	462	517	572	627

※令和2年度の数値は令和3年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- 居宅介護、同行援護の利用が高いため、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の需要の掘り起こしを図ります。
- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- ヘルパーへの障害特性の理解促進を図り、質の高いサービスの提供を促進します。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護を必要とする重度障害のある人に対し、昼間、入浴、排せつ、食事などの介護と、創作的活動及び生産活動などの日中活動の場を提供します。

②自立訓練（機能訓練）

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

③自立訓練（生活訓練）

障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、一定期間、日常生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

④就労移行支援

就職を希望する障害のある人に対し、一定期間就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練、求職活動、職場の開拓など雇用に向けた支援を行います。

⑤就労継続支援（A型）

一般企業などへの就労が困難な人を対象に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ぶサービスです。

⑥就労継続支援（B型）

一般企業などへの就労が困難な人を対象に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上を図るための訓練を行います。利用者が当該事業所と雇用契約を結ばないサービスです。

⑦就労定着支援

就労に伴う環境変化により生活面に課題のある人に対し、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

⑧療養介護

医療と常時の介護が必要な人に対し、医療機関や施設において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

⑨短期入所（福祉型、医療型）

自宅で介護する人が病気などの場合に、施設等において、夜間も含め短期間の入所による排せつ、食事などの介護を行います。

区分	単位	実績			見込		
		平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
生活介護	人/月	97	94	97	101	105	109
	人日/月	2,009	1,989	2,037	2,121	2,205	2,289
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	1	3	5	7	8
	人日/月	7	0	15	23	39	51
自立訓練（生活訓練）	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	7	22	23	23	23	23
就労移行支援	人/月	12	13	14	14	15	15
	人日/月	182	228	238	238	255	255
就労継続支援（A型）	人/月	36	33	37	41	45	49
	人日/月	738	655	740	820	900	980
就労継続支援（B型）	人/月	142	149	156	163	170	176
	人日/月	2,480	2,504	2,652	2,771	2,890	2,992
就労定着支援	人/月	3	0	2	3	3	3
療養介護	人/月	5	5	5	5	6	6
短期入所（福祉型）	人/月	20	19	20	20	21	21
	人日/月	73	87	90	90	94	94
短期入所（医療型）	人/月	3	1	1	2	2	2
	人日/月	9	10	10	10	10	10

※令和2年度の数値は令和3年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- 障害のある人や保護者のニーズを把握するとともに、サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- 就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、市内特別支援学校と連携し、学校卒業後の選択肢の一つとして紹介します。
- 利用者の需要を注視し、市内へ就労移行支援事業所の誘致を働きかけます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

施設等から一人暮らしへ移行した障害のある人に対し、居宅に定期的に訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

② 共同生活援助

主として夜間に、共同生活を営む住居における相談や、その他の日常生活上の援助を行います。
また、日中サービス支援型は、24時間支援体制を確保し、相談やその他の日常生活の援助を行います。

③ 施設入所支援

施設の入所者に対し、障害者支援施設において、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

区分	単位	実績			見込		
		平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	21	30	36	39	42	48
うち日中サービス支援型	人/月	0	0	2	2	3	3
施設入所支援	人/月	52	48	48	47	48	47

※令和2年度の数値は令和3年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- 共同生活援助については、必要なサービス量が確保できるよう、広域的な連携を図りつつ拡充に努めます。
- 施設入所支援については、利用申し込み者との連絡を密にし、地域生活への移行の可能性を模索し、支援します。

(4) 相談支援

支給決定を受けた障害のある人またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障害のある人の心身の状況や置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成します。

区分	単位	実績			見込		
		平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	人	351	346	350	358	364	372
地域移行支援	人	1	1	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の数値は令和3年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- ニーズを把握するとともに、サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- 国や県からの情報の提供や必要な支援・指導を行い、指定特定相談支援事業所の質の向上を図ります。

3. 地域生活支援事業の利用状況と見込み

(1) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

地域の障害のある人の福祉に関する問題に対し、障害のある人やその保護者、または介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

②市町村相談支援機能強化事業

一般的な相談支援事業に加え、専門相談員を配置することにより、相談支援事業の機能を強化します。

③住宅入居等支援事業

一般住宅への入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整などにかかる支援や、家主への相談・助言などを通じて障害のある人の地域生活を支援します。

区分	単位	実績			見込		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 3年度	令和 4年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置	0	0	0	0	0	0
市町村相談支援機能強化事業	実施	1	1	1	1	1	1
住宅入居等支援事業	実施	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の数値は令和3年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- 相談支援事業者との連携を強化し、障害のある人に必要な相談支援体制の構築を図ります。

(2) 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障害のある人に対し、障害福祉サービスの利用契約の締結などを適切に行えるようにするため、成年後見制度の利用に対して補助を行います。

区分	単位	実績			見込		
		平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	0	0	1	1	1

※令和2年度の数値は令和3年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- 障害のある人の障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、事業の周知や利用に必要な援助を行います。
- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- 成年後見制度利用促進のための中核機関の設置を関係課と検討し、令和5年度までに設置をします。

(3) コミュニケーション支援事業

手話専門員の設置や、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話奉仕員養成講座の実施により、視覚や聴覚、言語機能などの障害のために意思を伝えることが困難な人のコミュニケーションを支援し、社会参加を促進します。

区分	単位	実績			見込		
		平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者派遣事業	人	41	49	45	45	45	45
要約筆記者派遣事業	人	7	8	2	7	7	7

※令和2年度の数値は令和3年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- 手話講習会等の研修・講座を通じ、人材の育成、質の向上に努めます。
- 各種イベント開催時の派遣を通じ、聴覚障害に関する意識の育成を図ります。

(4) 日常生活用具給付等事業

重度の障害のある人などに対し、日常生活が容易になる日常生活用具及び住宅改修工事費を給付し、日常生活の便宜を図ります。

区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件	4	7	5	5	5	5
自立生活支援用具	件	7	8	7	7	7	7
在宅療養等支援用具	件	4	12	8	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件	9	23	13	13	13	13
排せつ管理支援用具	件	1,268	1,239	1,230	1,230	1,230	1,230
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	3	2	2	2	2	2

※令和2年度の数値は令和3年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- 障害のある人に対してだけでなく、難病患者へも、事業の広報・周知を積極的に行います。

(5) 移動支援事業

身体障害などにより屋外での移動が一人では困難な障害のある人に対し、ガイドヘルパーを派遣することで外出機会の充実を図ります。

区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	箇所	2	1	1	1	2	2
	人	4	2	3	3	4	4

※令和2年度の数値は令和3年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- 障害がある人の外出支援や余暇活動に欠かせない事業であるため、今後もサービス提供を行います。

(6) 地域活動支援センター事業

在宅で生活している、就労が困難な障害のある人に対し、生産活動や、社会適応訓練の場を提供します。

区分	単位	実績			見込		
		平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援センター事業	箇所	3	2	1	1	1	1
	人	24	25	19	23	24	25

※令和2年度の数値は令和3年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。

(7) その他事業

①訪問入浴サービス事業

自宅での入浴が困難な人に対し、入浴車で自宅を訪問し入浴の介助を行います。

②日中一時支援事業

障害のある人・児童を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所において、障害のある人・児童を一時的に預かり、見守りや社会適応に必要な訓練を行います。

③身体障害者自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業

身体障害のある人に対し、自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成し、社会参加及び就労を支援します。

区分	単位	実績			見込		
		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	箇所	2	2	2	2	2	2
	人	5	7	7	7	7	7
日中一時支援事業	箇所	10	7	10	10	10	10
	人	36	32	35	35	35	35
身体障害者自動車運転免許取得費・自動車改造費助成事業	人	1	1	3	1	1	1

※令和2年度の数値は令和3年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- 訪問入浴サービス事業については、利用者は少ないものの、健康な生活を支援するため、継続して実施します。
- 日中一時支援事業については、障害のある人の介護者の休息や就労支援のため、継続して実施します。

4. 数値目標等の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活に移行する人の数値目標を設定します。目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえた上で、実績や地域の実情を加味して設定します。

項目	目標	内容・考え方
施設入所者削減数	1人 2.1%	<ul style="list-style-type: none">令和2年3月31日（2020年）時点の施設入所者数（48人）から令和6年（2024年）3月31日時点の施設入所者数を引いた数国の基本指針は1.6%以上削減
地域生活移行者数	1人 2.1%	<ul style="list-style-type: none">令和6年（2024年）3月31日までに施設入所からグループホーム等へ移行する数国の基本指針は6%以上移行

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざし、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場に関する数値目標を設定します。目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえた上で、実績や地域の実情を加味して設定します。

活動指標			
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の開催回数	1回	1回	1回
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
協議の場における、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者の参加者数	11人	11人	11人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

市町村ごとの地域生活支援拠点等の整備をめざし、数値目標を設定します。目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえた上で、実績や地域の実情を加味して設定します。

項目	目標	内容・考え方
地域生活支援拠点等の整備数	1箇所	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年（2024年）3月31日までに面的整備を基本とし、段階的に「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の機能を整備し、その他の機能は拡充に向けて検討を行う 湖西市障害者支援協議会を活用し、拠点の整備等に向けた検証及び検討を行う 国の基本指針は令和6年（2024年）3月31日までに各市町もしくは各圏域に1箇所以上確保しつつ、年1回以上の運用状況を検証、検討する
拠点の整備等に向けた検証及び検討を行う回数	年1回	

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者が、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行することをめざし、数値目標を設定します。目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえた上で、実績や地域の実情を加味して設定します。

項目	目標	内容・考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	7人	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度（2023年度）における福祉施設から一般就労への移行者数 国の基本指針は令和元年度（2019年度）実績より1.27倍以上 令和5年度（2023年度）における就労移行支援を通じた一般就労への移行者数 国の基本指針は令和元年度（2019年度）実績より1.30倍以上 令和5年度（2023年度）における就労継続支援A型を通じた一般就労への移行者数 国の基本指針は令和元年度（2019年度）実績より1.26倍以上 令和5年度（2023年度）における就労継続支援B型を通じた一般就労への移行者数 国の基本指針は令和元年度（2019年度）実績より1.23倍以上
うち就労移行支援	4人	
うち就労継続支援A型	3人	
うち就労継続支援B型	0人	
一般就労への移行者のうち就労定着支援事業利用者数	3人	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度（2023年度）における一般就労への移行者のうち就労移行支援事業利用者数 国の基本指針は就労移行支援事業等の一般就労移行者のうち7割以上が就労定着支援事業を利用
就労定着支援事業所のうち就労定着率8割以上の事業所数	—	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年（2024年）3月31日時点の市内就労定着支援事業所のうち就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数 国の基本指針は就労定着支援事業所全体の7割以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保することを目標とします。目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえた上で、実績や地域の実情を加味して設定します。

項目	目標	内容・考え方
相談支援体制の充実・強化に向けた実施体制の確保	実施	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年（2024年）3月31日までに、相談支援体制を充実・強化するため、障害種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を市、委託相談事業者等により実施する 市と委託相談支援事業者等と連携を図り、地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導、助言を行う 市と地域の相談支援機関等と合同で勉強会等を開催し、人材育成、地域の相談支援機関との連携強化を図る 国の基本指針は令和6年（2024年）3月31日までに、各市町村または各圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保する

活動指標			
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	10件	10件	10件
地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数	3件	3件	3件
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	3回	3回	3回

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等の質の向上を図るため、目標を設定します。目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえた上で、実績や地域の実情を加味して設定します。

項目	目標	内容・考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	実施	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年（2024年）3月31日までに、県等が実施する障害者総合支援法理解促進のための研修等の活用や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を事業所と共有し、サービス等の質の向上に取り組む 令和6年（2024年）3月31日までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るため体制を構築する

活動指標			
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援従事者初任者研修の参加人数	0人	1人	0人
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	1人	0人	1人
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を共有する体制の構築及びその実施回数	0回	0回	1回

第3章 第2期障害児福祉計画

1. 事業の体系

児童福祉法による総合的な支援は以下の通りです。児童発達支援や医療型児童発達支援など、全国一律の共通した枠組みにより実施しています。

<児童福祉法に基づくサービス>

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援
- 障害児相談支援
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

2. 児童福祉法に基づくサービスの利用状況と見込み

(1) 児童福祉法に基づくサービス

①児童発達支援

障害があり個別の配慮が必要な未就学の児童に対し、生活するために必要な力、他の人とのコミュニケーションや関わる力などを育てるため、個別療育や集団療育などを行います。

②医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められる障害のある児童に対し、児童発達支援及び治療を行います。

③放課後等デイサービス

授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障害のある児童に対し、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。

④保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園などに通う障害のある児童で、専門的な支援が必要と認められる障害のある児童に対し、障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための必要な支援を行います。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等の状態にあり、児童通所支援を利用するための外出に困難がある障害のある児童に対し、課題の解決や適切なサービス利用に向けたマネジメントによる支援を行います。

⑥障害児相談支援

通所給付の決定の申請もしくは変更の申請にかかる障害のある児童の保護者に対し、相談支援専門員が障害児支援利用計画を作成し、相談支援を提供します。

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

保健、医療、福祉等関連分野の支援を調整する相談支援専門員等を配置し、総合的な支援体制を構築します。

区分	単位	実績			見込		
		平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	人/月	52	61	69	77	84	90
	人日/月	489	553	603	648	684	711
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	120	113	121	129	136	142
	人日/月	1,088	1,124	1,186	1,264	1,333	1,401
保育所等訪問支援	人/月	0	0	1	1	1	1
	人日/月	0	0	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人	190	213	222	238	249	261
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	0

※令和2年度の数値は令和3年1月時点

【見込み量確保のための方策】

- サービスを必要とする人を円滑な利用につなげていくため、サービス内容などの情報提供を推進します。
- 障害のある児童の特性や周囲の環境に応じたサービスの提供を検討します。
- 障害のある児童やその保護者などのニーズを見極め、サービスの提供体制を充実します。

3. 数値目標等の設定

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の数値目標を設定します。目標の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえた上で、実績や地域の実情を加味して設定します。

項目	見込	内容・考え方
児童発達支援センターの設置	0箇所	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年（2024年）3月31日時点の児童発達支援センター設置数 令和6年（2024年）3月31日までに、既存事業所等で機能確保する 国の基本指針は令和6年（2024年）3月31日までに各市町村または各圏域に1箇所以上設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1箇所	<ul style="list-style-type: none"> 構築済み 国の基本指針は令和6年（2024年）3月31日までに各市町村で利用できる体制を構築
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	1箇所	<ul style="list-style-type: none"> 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保数 圏域で確保済み 国の基本指針は令和6年（2024年）3月31日までに各市町村または各圏域に1箇所以上確保
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	0箇所	<ul style="list-style-type: none"> 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場設置数 国の基本指針は令和6年（2024年）3月31日までに各都道府県、各圏域及び各市町村において設置

活動指標			
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング等の支援プログラムの受講者数	0人	0人	5人
ペアレントメンターの人数	0人	0人	0人
ピアサポート活動への参加人数	0人	0人	0人

第4章 計画の推進体制

1. 計画推進のための連携体制の強化

本計画の推進にあたっては、市民や企業、障害者団体、社会福祉協議会、民生委員、教育委員会、ボランティア団体、福祉施設など、地域や、関連する団体・組織との連携を強化し、情報交換などを通じて効果的な施策の推進に努めます。

(1) 計画の市民への周知と情報伝達

障害の有無にかかわらず、すべての市民が障害福祉に関して理解を深め、障害のある人に配慮した行動を取れるよう、計画書概要版の配布や、計画書のホームページでの公表などにより、本計画を広く市民に周知します。特に、地域における共生社会の実現のためには、地域での見守り、交流、防災・防犯などの取り組みが不可欠であるため、関係各課の連携のもとで重点的な広報を行います。

また、障害のある人自身にも計画の周知を推進し、主体的に自治会などの行事や避難訓練などの地域での活動などに参加し、地域社会の一員として積極的に社会参加できるよう、権利意識、参加意識の醸成を図ります。

(2) 団体、事業者等との連携

障害福祉の推進にあたって、関係機関・団体などの幅広い協力を得ながら計画を推進していく必要があります。社会福祉協議会、民生委員や自治会、ボランティア団体、障害者団体、事業者、企業との連携の強化を図り、地域における見守りや支援体制を確立します。

(3) 国や県、近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、国・県と連携しながら、今後の制度の改正などの動向を踏まえて施策を展開していきます。

また、障害福祉サービスについては、近隣市町など広域との連携を強化し、必要なサービス量の確保に努めます。

2. 国の動向に対応した見直しについて

今後国において障害者制度の大きな変化が予想されます。また、障害のある人のニーズの多様化や社会状況の変化が予想されるため、これらの社会環境の変化や国の動向などを踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行います。

3. 計画の進捗管理

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCAサイクルによる評価と見直しを行います。成果目標及び活動指標については、1年に1回その実績を把握し、計画の評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直しなどの措置を講じます。

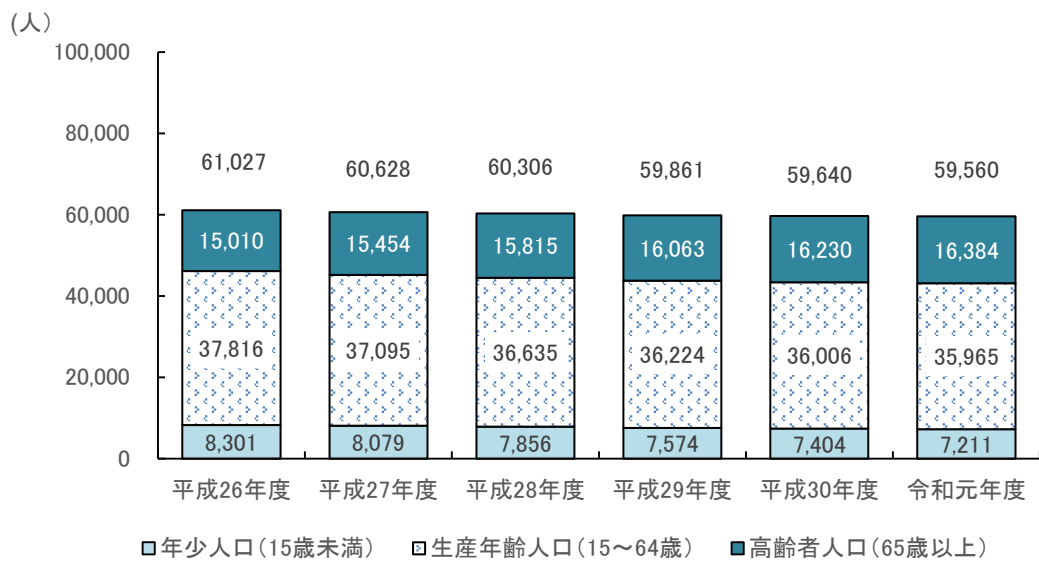
資料編

1. 人口の状況

年齢3区分別人口の推移をみると、平成26年度以降はやや減少しています。年少人口は平成26年度以降減少していますが、高齢者人口は増加し続けています。

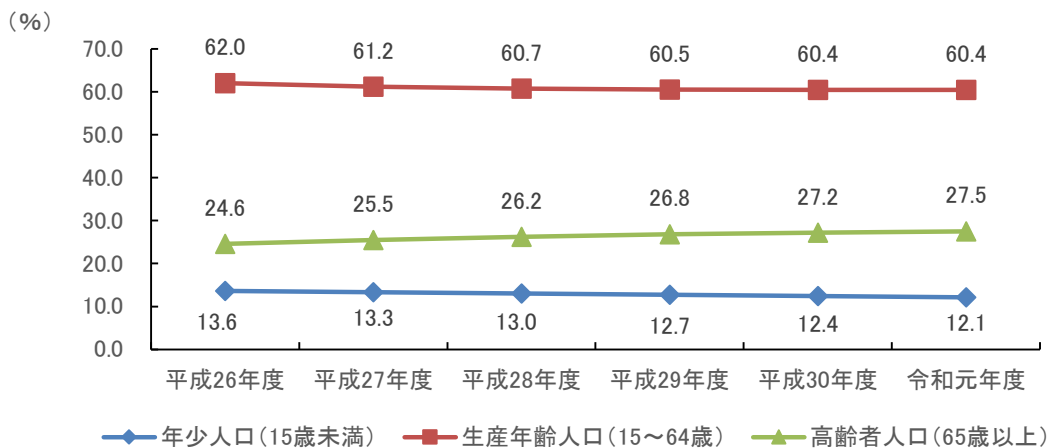
年齢3区分別人口割合の推移でも同様に、高齢者人口の割合は上昇しており、令和元年度には27.5%となっています。

年齢3区分別人口の推移



資料：市民課（各年度3月31日現在）

年齢3区分別人口割合の推移



資料：市民課（各年度3月31日現在）

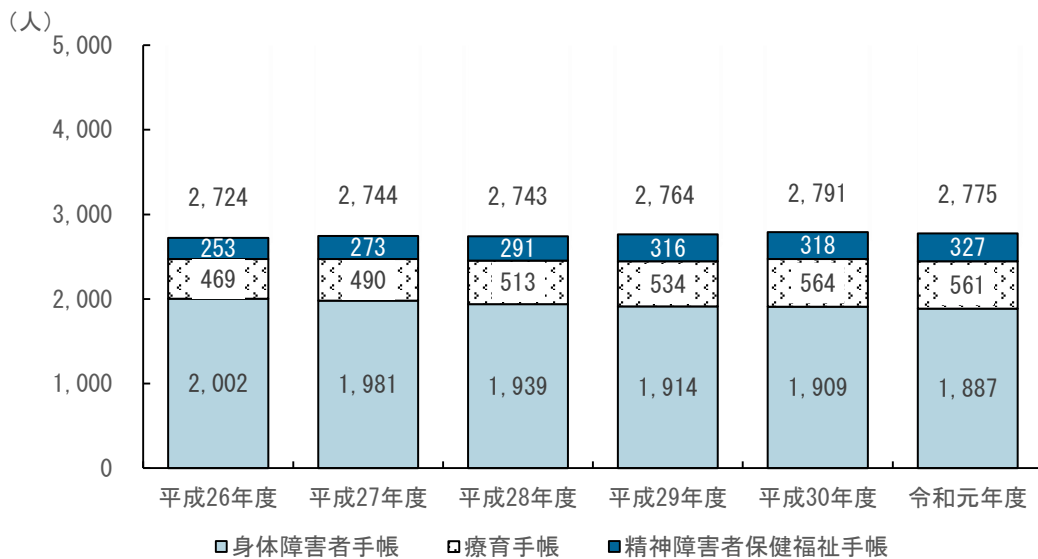
2. 障害のある人の状況

(1) 障害者手帳所持者総数の状況

障害者手帳所持者総数の推移をみると、平成26年度から平成30年度にかけて概ね増加していますが、令和元年度にやや減少しています。

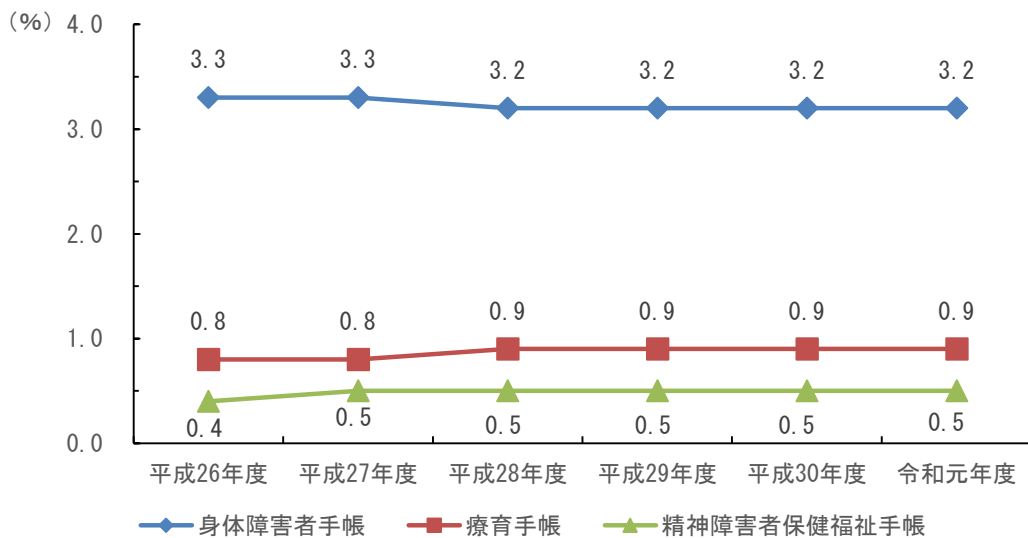
身体障害者手帳所持者は平成26年度以降はやや減少傾向にあります。

手帳所持者総数の推移



資料：地域福祉課（各年度3月31日現在）

手帳所持者数の人口総数に対する割合の推移



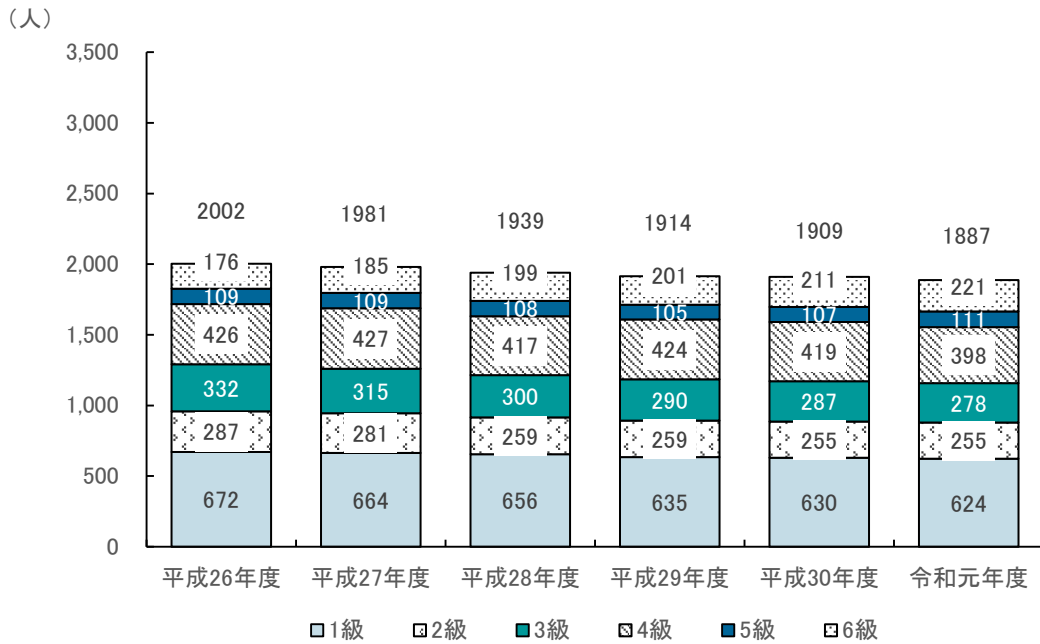
資料：地域福祉課（各年度3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、やや減少傾向にあり、令和元年度で1,887人となっています。

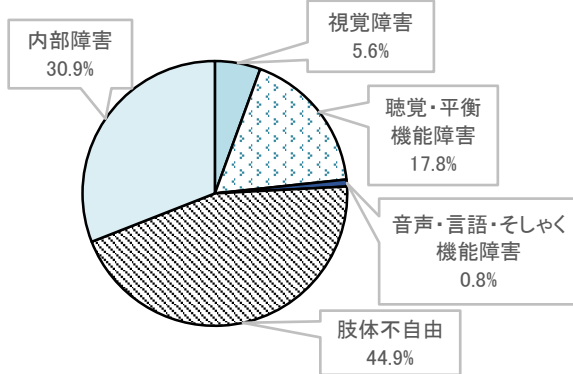
障害種別構成をみると肢体不自由が、年齢構成をみると65歳以上が最も多くなっています。

等級別 身体障害者手帳所持者数の推移



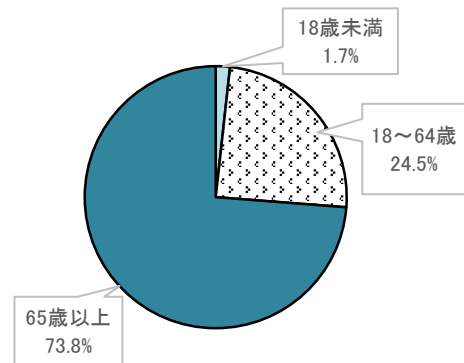
資料：地域福祉課（各年度3月31日現在）

障害種別構成（令和元年度）



資料：地域福祉課（3月31日現在）

年齢構成（令和元年度）



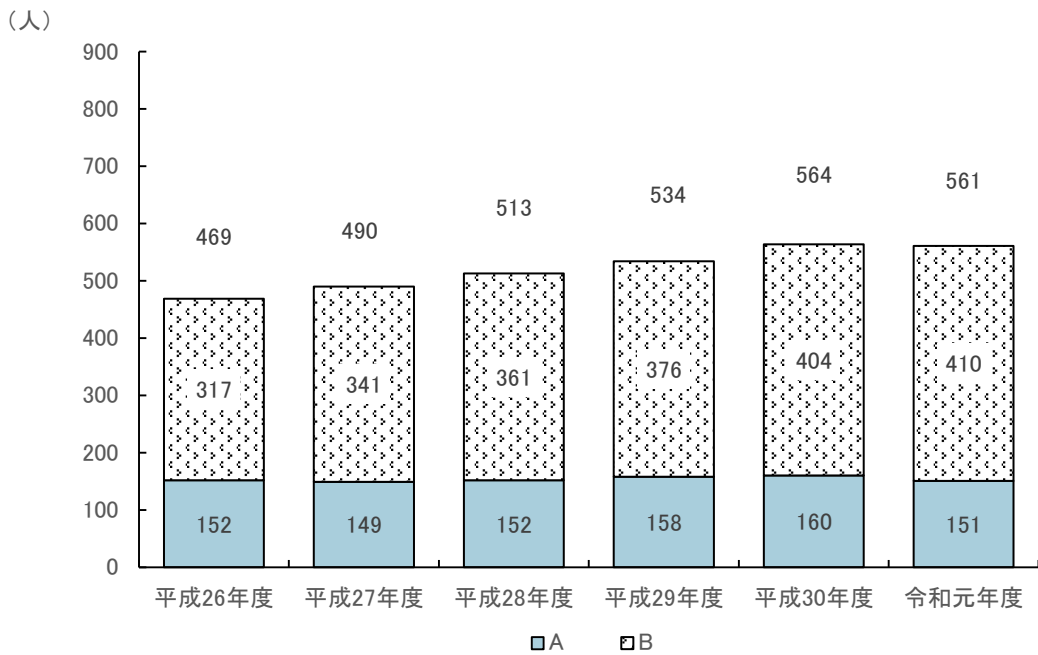
資料：地域福祉課（3月31日現在）

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数の推移をみると、平成26年度から平成30年度にかけて増加し、その後令和元年度にやや減少し、561人となっています。等級別でみると、比較的軽度であるBが多くなっています。

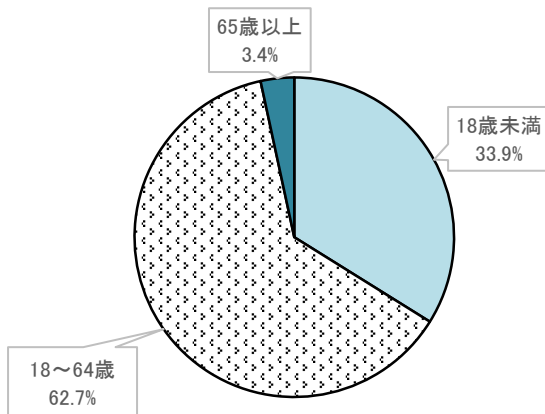
療育手帳は、知的機能の障害が概ね18歳までの発達期にあらわれた場合に手帳の該当となるもので、発達期以後の何らかの原因により能力が低下した場合は該当しません。療育手帳制度が施行されたのが昭和48年であるため、高齢の療育手帳所持者は多くありません。交付数は近年概ね増加傾向にあります。

等級別 療育手帳所持者数の推移



資料：地域福祉課（各年度3月31日現在）

年齢構成（令和元年度）



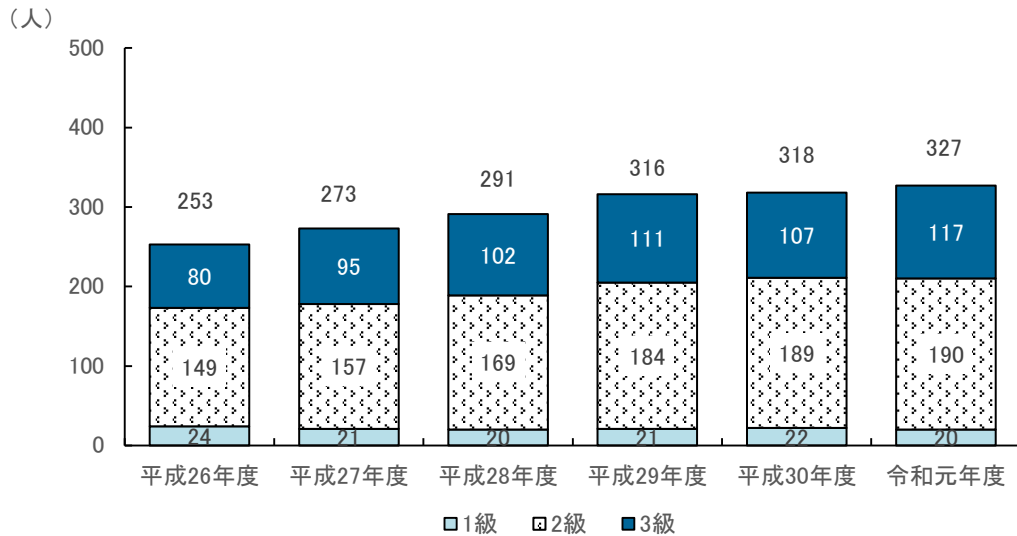
資料：地域福祉課（3月31日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成26年度から令和元年度にかけて増加しており、令和元年度で327人となっています。等級別でみると、2級と3級が多くなっています。

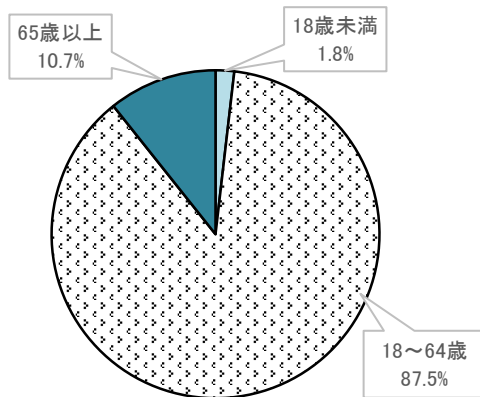
また、自立支援医療（精神通院）受給者の状況をみると、平成26年度から平成30年度にかけて概ね増加しており、手帳所持者以外にも精神的な病気にかかる人が多くなっていることがうかがえます。

等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：地域福祉課（各年度3月31日現在）

年齢構成（令和元年度）



資料：地域福祉課（3月31日現在）

自立支援医療（精神通院）受給者の状況

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
自立支援医療（精神通院） 受給者数	人	560	643	688	664	728	701

資料：地域福祉課（各年度3月31日現在）

(5) 就学・就労の状況

①就学の状況

市内の小学校・中学校における特別支援学級の児童・生徒数の推移をみると、概ね児童・生徒数は増加しています。

また、通級指導教室（言語）の児童数の推移をみると、概ね横ばいです。

市内の小学校における特別支援学級の児童数の推移

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
1年	人	8	7	10	10	13	27
2年	人	14	10	8	13	17	17
3年	人	6	17	11	16	20	21
4年	人	11	8	19	12	20	25
5年	人	11	13	11	20	15	20
6年	人	16	17	14	14	24	16
合計	人	66	72	73	85	109	126

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

市内の中学校における特別支援学級の生徒数の推移

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
1年	人	11	17	15	16	12	25
2年	人	7	11	15	16	18	13
3年	人	8	7	10	13	14	17
合計	人	26	35	40	45	44	55

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

通級指導教室（言語）の児童数の推移

	単位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
児童数	人	32	34	30	33	28	33

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

公立幼稚園（公立こども園の幼稚園部を含む）に在籍する支援を要する園児数の推移をみると、平成30年度で114人と最も多くなっています。

幼稚園に在籍する支援を要する園児数の推移

	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度
在籍児数	人	627	587	517
支援を要する園児数	人	114	98	85

資料：幼児教育課（各年度5月1日現在）

特別支援学校への就学状況をみると、小学部に21人、中学部に16人、高等部に32人で、計69人となっています。浜名特別支援学校への通学者が最も多く、64人と大半を占めています。

特別支援学校への就学状況（令和2年度）

学校名	単位	小学部	中学部	高等部	合計
浜名特別支援学校	人	18	14	32	64
浜松聴覚特別支援学校	人	2	0	-	2
浜松西部特別支援学校	人	1	2	0	3
浜松特別支援学校	人	0	0	0	0
合計	人	21	16	32	69

資料：各特別支援学校（5月1日現在）

②就労の状況

市内の民間企業における障害者雇用状況をみると、障害者雇用が法律上必要な企業数は46社で、実雇用率は2.0%となっています。

本市における2.2%の達成企業割合は56.5%となっています。

市内の民間企業における障害者雇用状況（令和元年度）

障害者雇用対象企業数	実雇用率	達成企業数 (2.2%)	達成企業割合 (2.2%)
46社	2.0%	26社	56.5%

資料：浜松公共職業安定所（6月1日現在）

3. 湖西市障害者支援協議会委員名簿

No.	所属	氏名
1	湖西市障害者相談支援事業所アマル施設長	大場 美和
2	ハートピア・ワーク湖西施設長	小林 利幸
3	NPO法人クローバー会長	津田 明雄
4	ひまわり授産所施設長	中村 俊夫
5	浜名学園サービス管理責任者	市川 知代
6	湖西市身体障害者福祉協会会長	菅沼 武彦
7	湖西市手をつなぐ育成会理事	日下部 弘美
8	静岡県立浜名特別支援学校長	滝尾 彰彦
9	湖西市社会福祉協議会会長	佐藤 幸夫
10	すこやかファーム	鈴木 健吾
11	湖西市障がい者相談支援センターみなづき	細田 昌江

順不同・敬称略

4. 湖西市障害者支援協議会設置要綱

○湖西市障害者支援協議会設置要綱

平成 25 年 3 月 18 日

告示第 86 号

改正 平成 26 年 9 月 8 日

湖西市告示第 123 号

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障害者等への支援体制の整備を図るため、湖西市障害者支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (2) 個別事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (5) 障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べること。
- (6) その他障害者等の福祉向上のため必要となる事項

(委員)

第 3 条 協議会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害者支援施設及び障害福祉サービス事業者
- (3) 障害者関係団体
- (4) 障害者及びその家族
- (5) その他障害者支援のために必要と認められる機関等

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会の会議の議長となり会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 協議会の傍聴は、会長が適当であると判断した場合に限り認めるものとする。ただし、個人情報に関する議事については認めないものとする。

(平 26 告示 123・一部改正)

(部会等)

第7条 協議会には、必要に応じて部会等を設置することができる。

- 2 部会等の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部地域福祉課において処理する。

(秘密の保持)

第9条 委員及び部会等の構成員は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 9 月 8 日湖西市告示第 123 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

5. 用語解説

【あ行】

NPO

民間非営利組織のこと。医療・福祉、環境、文化・芸術、まちづくり、教育等、様々な分野で継続的、自発的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体のことを指す。

【か行】

ガイドヘルパー

外出介護員ともいう。単独で外出することが困難な障害のある人に対し、歩行や車いすの介助、外出先での食事の介護などの社会的活動を行えるように介助をする資格者のこと。

学習障害（LD）

全体的な知的発達の遅れはなく、「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」など特定能力に困難がある障害。発達に偏りがあり、順調に発達している部分とそうでない部分があるため、学齢期になって集団での学習がはじまる頃に発見される場合が多い。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設のこと。市町村または当該業務の実施の委託を受けたものが設置できる。

【さ行】

児童発達支援センター

障害のある子どもを日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設のこと。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。

重症心身障害

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している状態。

手話通訳者

手話通訳に必要な手話語彙、手話表現及び基本技術を修得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人のこと。

手話奉仕員

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、言語・聴覚障害のある人のために手話通訳を行う人のこと。

障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のこと。障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で生活できるように日常生活や社会生活を総合的に支援する法律。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。更生医療、育成医療、精神通院医療のように障害の種類や年齢により決められていた公費負担医療制度を一本化したもの。

【た行】

地域移行支援

障害者支援施設などの施設に入所している障害のある人または精神科病院に入院している精神障害のある人について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービス。

地域活動支援センター

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

地域生活支援事業

障害のある人が、自立した生活や社会生活を営むことができるよう、また、効率的・効果的に障害のある人の福祉の増進を図り、国民が相互に人格を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により実施する事業。

地域定着支援

居宅において単身などの状況で生活する障害のある人について、相談体制を確保する他、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービス。

注意欠陥多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

通級指導

通常の学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童・生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導を行うための教室。

特別支援学級

障害の程度が比較的軽い児童・生徒を対象に、小・中学校に障害の種別ごと（知的障害や情緒障害など）に置かれる少人数の学級。障害の程度や教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う。

特別支援学校

障害の程度が比較的重い児童・生徒を対象に、専門性の高い教育を行う学校のこと。障害のある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し自立が図られることを目的としている。

【な行】

難病

原因不明、治療方法が未確立で、後遺症のおそれがある疾病のこと。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義される。

ピアサポート

障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手になったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。

ペアレントメンター

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親。

ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動特性を理解し、適切な対応を学ぶプログラム。

法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に定められている、官公庁や事業所が雇用すべく義務付けられた障害者雇用の割合。

補装具

身体機能を補完し、または代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、義肢、装具、車いす等の器具をいう。

【や行】

要約筆記

聴覚障害のある人に話の内容をその場で文字にして伝えること。

【ら行】

療育

障害のある子どもが機能を高め、社会的に自立した生活を送れるようにするため、障害のある子どもやその家族に相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。

湖西市
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画

発行：湖西市

編集：湖西市 健康福祉部 地域福祉課

住所：〒431-0492

静岡県湖西市吉美3268番地

TEL：053-576-4532

FAX：053-576-1220

発行年月：令和3年3月
